

# 「開かれた隣保館等の今後のあり方について」の方向性について

## 1. 見直しの主旨・背景

平成9年4月以降、国において隣保館の運営がそれまでの特別対策から一般施策に移行されたことに伴い、本市では、2回の審議会を経て、平成25年には「新たな隣保館等の今後のあり方について基本方針」を策定のうえ、隣保事業を一般施策として実施することとし、各種事業に取り組んでいる。

今般、平成25年3月に策定した「新たな隣保館等の今後のあり方について基本方針」に基づく取組の進捗状況等を検証したうえで、今後の隣保館等のあり方について審議会に諮り、いただいた答申を踏まえ、基本方針を改訂する。

～これまでの方針等とそれらの主な内容～

### ◆平成12年10月 「隣保館等の今後のあり方について答申」

- ・より地域に密着したコミュニティセンター化
- ・自主自立をめざすための隣保事業の実施
- ・より学力の向上と仲間づくり活動を推進し、教育、文化の向上をめざす

### ◆平成24年 2月 「新たな隣保館等の今後のあり方について答申」

- ・「地域福祉」「人権啓発」「住民交流」の拠点として更に活性化
- ・隣保事業を委託可能な業務から順次NPO法人等に委託し、将来的には指定管理者制度による運営に移行
- ・自主活動学級については、自主的な仲間づくり活動に重点を置いた取組に移行
- ・学習習慣の形成や学力の定着などの課題は、全市的な取組の中で解決を図る

### ◆平成25年 3月 「新たな隣保館等の今後のあり方について基本方針」

- ・住民主体のまちづくりの推進
- ・指定管理者制度へ移行
- ・自主活動学級については、地元大学生等の参画を図りながら自主的な仲間づくり活動として取組を推進
- ・学力補充部分は、全市的なセーフティネットの取組の中で推進

## 2. 見直しにあたっての視点

### (1) 隣保館の位置づけや役割の確立

- ⇒一般施策としての隣保事業を市全域に展開し、人権・教育・福祉・就労等の窓口として展開
- ・隣保館が培ってきた役割・機能・スキルを全市対象に広げ取組を展開する
  - ・直営時代からの事業を見直し、多様化するニーズに即した事業の実施する
  - ・まちセン等との連携をより高め、広く市民が参加・交流できる施設とし、事業を実施する

### (2) 教育集会所の位置づけや役割の確立

- ⇒教育文化の向上および社会福祉の増進を担う「より開かれた施設」をめざす
- ・自主活動学級の対象を、市全域に広げ取組を展開する
  - ・大学生やボランティア等、様々な人の協力のもと、地域主体の自主活動学級を行う

## 3. 市民参加等の手法

関係機関・団体の代表、学識経験者、公募市民で構成される「草津市隣保館等運営審議会」に諮問し、「開かれた隣保館等の今後のあり方」について審議する。

## 4. スケジュール

別紙のとおり